

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 5 2 回議事録

令和 4 年（2 0 2 2 年）5 月 1 8 日開催

第352回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和4年（2022年）5月18日（水） 午後2時から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

（出席委員）江藤 俊男、木下 優喜、小松野 太樹、堀川 泰注、斎藤 力
神田 美希、福井 春菜、松浦ゆかり、南本 健成

（欠席委員）皆川 朋子

（水産振興課）課長 森野 晃司 課長補佐 鮫島 守、主幹 松尾 竜生、
主任技師 諸熊 孝典

（事務局）事務局長 宮本 政秀、主幹 岡田 丘、参事 篠崎 貴史
参事 郡司掛 博昭、技師 直江 瑠美

審 議

1 開 会

2 議 事

（1）議案

第1号議案 うなぎの採捕制限について（指示）

第2号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請について（指示）

3 閉 会

事務局	定刻になりましたので、第352回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第5条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。なお、松浦委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートにより出席されておりますことを併せて御報告いたします。 議事に入ります前に令和4年4月1日付で水産振興課職員及び事務局員の移動がありましたので、この場にてご紹介させていただきます。前水産振興課長の堀田が水産研究センター所長として転出し、漁港漁場整備課審議員の森野が水産振興課長に着任しております。森野課長、一言ご挨拶をお願いします。
水産振興課長	皆様こんにちは。4月1日より水産振興課長に着任した森野です。よろしく申し上げます。委員の皆様には日頃より内水面漁業の振興に委員会の審議にご尽力いただきありがとうございます。本県には大きな全国有数の河川・湖沼がございます。これからの内水面振興という流れの中で、来年度に向けて漁業権免許の切り替えに向けて大きな委員会の役割がございますので今後ともご審議にご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。
事務局	次に事務局ですが、大塚と東海林が異動し、新たに岡田、直江が着任しております。(岡田主幹、直江技師より簡単に挨拶) 配付資料の確認をさせていただきます。第352回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を1部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よろしくお願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。 ただ今から第352回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は斎藤委員と松浦委員にお願いいたします。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

水産振興課	それでは議事に入ります。 第1号議案、うなぎの採捕制限について、水産振興課及び事務局から説明をお願いします。 水産振興課資源栽培班です。 ・私からは資料1ページ以降のウナギの採捕制限について、説明させていただきます。 ・今回、水産振興課から資料2ページのとおりニホンウナギの採捕禁止に係る委員会指示の依頼を行いました。 まず、依頼の内容説明の前に、ウナギの生態について、資料(4)ページ以降の水産庁が公表している「ウナギをめぐる状況と対策について」という資料を用いて簡単に説明します。 ・資料5ページをご覧ください。 ・こちらがウナギの一生について簡単に説明している図になります。ウナギは、河川や河口域で5年から15年程度生活した後、秋以降に「親ウナギ」として産卵のために海へ下ります。その後、日本から約2千キロメートルも離れたマリアナ海溝で産卵をし、冬から春にかけて稚魚であるシラスウナギとして日本の河川に帰ってきます。 産卵場が特定されたのは平成23年と最近のことであり、依然としてウナギの生態に不明な点は多いですが、資源管理として現在把握しているシラスウナギや親ウナギを保護する取組みが各地で行われています。 次に、ウナギ資源の現状について、資料6ページにより説明します。 この資料には全国のシラスウナギの来遊状況について記載をしております。ウナギの稚魚であるシラスウナギは養殖用ウナギの種苗として各地で採捕されており、シラスウナギの採捕量はウナギ資源の指標の一つとなります。 このグラフは昭和37年から令和3年までのシラスウナギ採捕量の推移を示しています。 このグラフを見ると、全国的に平成21年から不漁が続き、その後は多少の回復の兆しが見られたものの、依然として不安定な状況が続いています。 本県のシラスウナギ採捕量も同様の状況であり、令和4年の採捕量見込みは過去10年平均の4割程度となる見込みです。 このような状況から、本県を含む全国各地で、産卵のために河川から海へ下る「親ウナギ」を保護する取組みが行われています。 資料7ページをご覧ください。この資料では、令和3年度時点の親ウナギの資源保護について、全国の取組みがまとめられていま
-------	--

	す。 九州地区では、本県以外に宮崎県及び鹿児島県が秋ごろに海へ下る親ウナギの採捕禁止を実施しています。その他全国では、青森県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県などが実施しています。 御参考までに、資料8ページ以降に各県の親ウナギ採捕禁止を周知するポスターを掲載していますので、御参照ください。 このような取組みにも関わらず、依然としてウナギ資源が不安定な状況から、本県でも引き続き親ウナギの保護に取り組む必要があると考えております。 それでは、今回の委員会指示の依頼内容について、資料3ページにより説明します。 親ウナギの保護による資源状況の回復を図ることを目的とし、要請内容として 『(1)熊本県全域において、10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止すること。』 『(2)上記の指示期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とすること。』 としております。 以上、今回、貴委員会に対しまして指示の発動をお願いする背景について、御説明させていただきました。 水産振興課からは簡単ではございますが、以上で説明を終わります。
議長	ただいま水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。
斎藤委員	10月から翌年3月までの間、全長21cmを超えるニホンウナギの採捕を禁止することとあるが、これより小さいのは獲っていいのか？だめでしょうから、だったらこれはすべてのウナギとしたらどうか？
水産振興課	今回21cmを超えているのは、これ以下のウナギについては本県の漁業調整規則で海面・内水面とも周年採捕が禁止されていますので、今回の委員会指示からは除かせていただいています。 先ほどお示した熊本県のポスターにも調整規則の内容を記載している。少し記載が小さい文字なので大きくして掲載してはと考えております。
斎藤委員	これには罰則・罰金が記載されているが、だれが監視・取り締まり

	をするのか、漁協でも注意はするが、係っていいものか、警察等にてやられるのか？
水産振興課	実際の取締まりは漁協からの通報などをもとに漁業取締事務所などが動くことになります。委員会指示については直接的な罰則があるわけではなく、違反の事実をもって知事の命令を出すことになり、これに従わない場合に罰則が適用されることになります。漁協からの指示内容の呼びかけをお願いします。
議長	他にご意見ありませんか。 無いようですので、委員会指示案について事務局から説明をお願いします。
事務局	今回の委員会指示(案)について説明いたします、資料(11)ページをご覧ください。こちらが指示(案)になります。読み上げさせていただきます。 熊本県内水面漁場管理委員会指示第 号 うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。 令和4年(2022年) 月 日(公報登載日) 熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男 1 採捕を禁止する水産動物 全長21センチメートルを超えるうなぎ 2 禁止期間 10月1日から翌年3月31日まで 3 禁止区域 熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体を成す水面 4 適用除外 熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。 5 指示の期間 令和4年(2022年) 月 日公報搭載日から令和7年(2025年)3月31日まで なお、この内容についてご了承いただきましたら、広く県民へ通知するため、県公報、県ホームページ、釣りタイムスへ掲載する予定です。以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長	ただ今事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。
斎藤委員	釣り人は例えばヤマメの禁止期間は知っているが、ウナギはまだほとんどの人が知らないのではないか？釣具屋等でアピールしてはどうか？釣りタイムスを買う人はよいが、買わない人もいる。
事務局	この後ご審議いただく別の指示も含めて釣具店にもパンフレット等を置いたいただくことを依頼して対応したいと考えます。
議長	他にご意見ありませんか。 それではお諮りいたします。第 1 号議案うなぎの採捕制限についての委員会指示について事務局の案通り委員会指示を発出してよろしいか。
委員	はい。
議長	それでは事務局の案どおり発出することといたします。 次に、第 2 号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請についてです。 水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課環境養殖班でございます。着座にて説明させていただきます。まず、資料 13 ページをご覧ください。県から熊本県内水面漁場管理委員会会長様宛にコイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限に係る委員会指示の要請についてという依頼文書です。 続きまして、14 ページをお願いします。 コイヘルペスウイルス病とは、コイヘルペスウイルスがコイに感染することによって発症する病気です。感染する魚はマゴイとニシキゴイで、その他の魚にはうつりません。水を介して感染する強い感染力を持つため、ひとつの水系の上流で発生すると、次々と下流のコイに感染して大量死を起こします。このウイルスは人に感染することはない、仮に感染したコイを人が食べても、人体に影響はありません。感染した魚は、動きが緩慢になり、目が落ち窪み、鰓のびらん等が生じます。水温が 16～28℃で発生し、特に 23℃で死亡率が高く、死亡率は 70～100%に達しますが、29℃以上や 13℃以下では死亡しません。

	中段の２は、これまでの県内でのコイヘルペスウイルス病の発生状況になります。平成１６年～２１年にかけては、天然水域、個人池、養殖場で確認されております。２３年につきましては、２件の発生があり、２５年も２件、２２年、２４年、それから２６年以降、現在に至るまでは、県内では確認されておられません。また、令和４年も、本日時点まで確認されておられません。ピークの時期からすると落ち着いてきている状況かと思えます。 続きまして、１５ページをお願いします。 上段の３は、全国での発生状況です。平成１５年以降の記載になりますが、１６年に一度ピークがあります。その後は、緩やかに減少しておりまして、令和３年は、養殖場１件、蓄養場と釣り堀は０件、個人池１件、天然水域０件、合計２件の発生がっており、発見都道府県数は２県となっております。 下段の４は、発生時の対応を記載しております。コイヘルペスウイルス病が発生した場合にどう対応するかということなのですが、養殖池、個人池等につきましては、確定診断を実施しまして、その結果を公表します。河川につきましては、未発生、既発生で対応が分かれ、未発生の河川につきましては、確定診断を実施した後に公表を行います。既発生河川につきましては、年度で初発の場合は発生状況把握のために水産研究センターで検査を行います。ただし、公表は行いません。ただし、初発でなくても、死亡尾数が多く、社会問題化する恐れがある場合は、検査を実施することとしております。 コイヘルペスウイルス病のまん延防止の委員会指示につきましては、平成１６年に最初に発動させていただき継続して発動していただいております。今の指示は２年前の令和２年（２０２０年）６月１７日から発動していただいているところですが、間もなく期限を迎えること、そしてこれから夏に向かって水温が上昇するため、コイヘルペスウイルス病が発生する可能性が高くなること、コイヘルペスウイルス病が発生すると大量死につながることから、まん延防止の観点から継続した対応が必要と考えています。つきましては、県下全域の河川や湖沼等で採捕したコイを他の水域で放流することを禁止する委員会指示引き続き発動していただくようお願いします。
議長	ただ今水産振興課から説明がありましたが、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
南本委員	このウイルス病についてコイが免疫を獲得する、しないについて

	て研究された事例はあるか？免疫を獲得するのであれば少しずつ減少していくものと思う。報告があればいただきたい。
水産振興課	文献の確認が必要だが、自然水域において免疫の獲得が進んでいると考えています。確認してお示ししたい。
議長	他にございませんか。
神田委員	コイが大量死していた場合はどこに報告したらよいのか？そのあたりをわかりやすく説明されていたらと思う。
水産振興課	このウイルスに限らず大量死していた場合は最寄りの保健所にご連絡いただければ、状況の確認やできれば原因について対応していくことになっており、ご協力いただければと思う。委員のご指摘については内部で検討させていただきたい。
議長	他に何か御質問、御意見はございませんか。 ないようですので、事務局からこのことについての委員会指示（案）について説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。 水産振興課からの依頼を受けて発出する委員会指示案につきましては資料（１６）ページに掲載しておりますのでご覧ください。 内容を読み上げます。 熊本県内水面漁場管理委員会指示第〇〇号 漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項及び同法第１７１条第４項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。 令和４年（２０２２年）日付は公報登載日となります。 熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男 １ 指示の内容 県内の公共の用に供する内水面及びこれと連接一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。 ２ 指示の期間 令和４年（２０２２年）６月１７日から令和６年（２０２

	4年) 6月16日まで、 という案になっております。 この委員会指示案を御承認いただきましたら、委員会指示については、広く県民の方にも周知をする必要がございますので、県公報に登載するとともに、委員会指示の内容及び本日の会議資料に掲載している日本水産資源保護協会が作成いたしました、リーフレットの一部を県ホームページに掲載し周知する計画でございます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見はありませんか。 それでは、お諮りします。 第2号議案、「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	それでは、事務局の案のとおり委員会指示を発出することとします。本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
福井委員	ウナギの採捕禁止は熊本は21cmという基準があるが、他県は25cmとか、青森県は40cmとかあり、サイズ感が違う。各自治体でどうなっているのか教えていただきたい。
水産振興課	おそらく各県の漁業調整規則のサイズ制限が異なっており、静岡県は13cm、宮崎県は25cm、青森県は把握していないがおそらく40cmと考えられる。これは各県の位置によって来遊・遡上するウナギのサイズなどが異なっており、この実用に応じてサイズを決めていると思う。
福井委員	遡上など北に行くにしたがって大きくなることから大きなサイズで設定されているということか。
水産振興課	本県では禁止期間も10月1日から3月31日までだが、青森県の場合は6月1日から9月31日までと、遡上する時期、サイズに合わせて設定されていると考えている。

議長	他にございませんか。
議長	事務局から何かありませんか。
事務局	ありません。
議長	これをもちまして第３５２回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。